

## 議案第59号

### 前橋市営住宅管理条例の改正について

令和元年5月30日提出

前橋市長 山本 龍

### 前橋市営住宅管理条例の一部を改正する条例

前橋市営住宅管理条例（平成9年前橋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次項及び」を「現に同居し、又は同居しようとする者が不在者に限る。」に、「第5号まで」を「第6号まで」に、「第4号及び第5号」を「第2号及び第4号から第6号まで」に改め、同項第2号中「親族」を「者がいる場合にあっては、同居する者が親族」に、「第5号及び第14号第1項において同じ。）が」を「以下同じ。）で」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

第5条第2項を削る。

第6条第1項第1号中「前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号」を「前条各号（第3号を除く。）」に改める。

第7条第1号中「第5条第1項第2号、第4号及び第5号」を「第5条各号（第1号及び第3号を除く。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（単身者の入居できる市営住宅の規格）

第7条の2 現に同居し、又は同居しようとする親族がない者の入居を認める市営住宅の規格は、市長が別に定める。

第8条第1項中「第5条第1項第1号から第4号まで」を「第5条各号（第5号を除く。）」に改め、同条第2項中「第5条第1項第3号イ」を「第5条第3号イ」に、「同項各号」を「同条各号」に、「同項第3号及び第4号」を「同条第3号から第6号まで」に改める。

第9条本文中「前4条」を「第5条から第7条まで及び前条」に改める。

第14条第2項第1号中「第5条第1項第3号ア」を「第5条第3号ア」に改める。

第30条第1項中「第5条第1項第3号」を「第5条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。